

【参考】有機農業実施計画を特定区域の計画として提出する場合の記載方法について

有機農業実施計画に以下の①～③を記載することで、みどり法16条第2項第3号に規定する基本計画における特定区域の計画として提出することができます。（④は有機農業を促進するための栽培管理協定の締結に向けた計画等がある場合に記載）

- ①みどり法に基づく特定区域として設定予定の区域
- ②当該区域の特性および区域設定の理由
- ③生産方法または流通・販売方法の共通化について
- ④有機農業を促進するための栽培管理協定の締結について

有機農業実施計画の記載例（参考様式から一部抜粋）

7. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

①みどり法に基づく特定区域として設定予定の区域

A学区、B学区、C学区、D学区の4学区 ※ただし、市街化区域は除く。
（以下、「▲▲地域」という。）

②当該区域の特性および区域設定の理由

▲▲地域は、本市の中でも特に有機農業に取り組む農業者が集中し、有機農業の取組面積が拡大している地区となっている他、特別栽培で生産に取り組む生産者も多く存在し、今後の有機農業の取組の拡大が期待される地域となっている。一方で、慣行栽培ほ場との調整が課題となっており、有機農業のゾーニングや団地形成を図るため、区域設定をするもの。

③生産方法または流通・販売方法の共通化について

「4. 取組内容」の内、地域に合った有機農業栽培体系の確立、有機農産物の学校給食への活用。

④有機農業を促進するための栽培管理協定の締結について

▲▲地域のうち、主に●●を栽培している〇haにおいて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結を検討。

設定する特定区域の単位は、以下を基本に設定。

- ・市町村全体
 - ・農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など、一定のまとまりを有する区域（飛び地を含める設定も可能）等
- （参考として位置図も添付ください。）

区域の特性や設定理由として、以下を記載。

- ・地域における現状、課題
- ・有機農業が広がる素地

生産方法又は流通・販売方法について、共通化の取組を記載（1つ以上）。

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結に向けた計画等がある場合に記載